

議案第45号

那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて、別紙のとおり那覇市と協議するため同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

南風原町の公共下水道を那覇市の住民が使用することについて、那覇市と協議する必要があることから地方自治法第244条の3第3項の規定により提案する。

協 議 書 (案)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、南風原町の公共下水道を那覇市の住民の利用に供させることについて、南風原町長と那覇市長は次のとおり協議した。

- 1 那覇市字上間 339 番 2、339 番 8、339 番 9、339 番 21、339 番 23、339 番 25、339 番 26 に係る汚水を排水するために、当該区域の那覇市の住民が南風原町の公共下水道を利用する。
- 2 当該区域の排水設備に係る公共枿及び取付管の設置については、当該排水設備を設置する者が施工し南風原町に移管するものとする。なお、移管後の管理については、南風原町が行うものとする。
- 3 下水道使用料については、那覇市が排出汚水量等を南風原町に報告し、南風原町が同報告に基づき南風原町下水道条例（昭和 60 年南風原町条例第 11 号）及び同条例施行規則（昭和 60 年南風原町規則第 3 号）により算定した下水道使用料を南風原町が使用者から徴収する。
- 4 当該排水設備の設置については、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、同法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）、南風原町下水道条例（昭和 60 年南風原町条例第 11 号）及び同条例施行規則（昭和 60 年南風原町規則第 3 号）を適用する。
- 5 その他の事項について疑義が生じたときは、双方協議の上定める。

以上のとおり、協議した証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

南風原町長 赤 嶺 正 之

那覇市長 城 間 幹 子

位置図



